



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

421	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
422	〃	(〃).....	1
423	〃	(〃).....	2
424	〃	(〃).....	2
425	〃	(〃).....	2
426	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	2
427	〃	(〃).....	3
428	〃	(〃).....	3
429	〃	(〃).....	3
430	小坂土地改良区の解散	(農業農村整備課).....	3
431	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
432	〃	(〃).....	4
433	保安林の指定	(〃).....	4
434	公共測量の終了	(技術調査課).....	5
435	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
436	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

○ 人事委員会告示

9	平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正	6
10	令和3年度和歌山県職員採用I種試験の実施	6

○ 公安委員会告示

15	少年指導委員の委嘱	11
----	-----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	訪問看護セントケアかいなん	令和 3.4.1

和歌山県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局 和歌山栗栖店	和歌山市栗栖37番地	佐々木優亨	令和 3.4.1

和歌山県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エグチ薬局 中之島店	和歌山市中之島212-13	白井栄治	令和 3.4.1

和歌山県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	訪問看護ステーションひより	令和 3.4.1

和歌山県告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社KINJITO	大阪府貝塚市小瀬305番地9	訪問看護ステーションナンバーワン日高	令和 3.4.1

和歌山県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵15-6	医療機関の所在地	日高郡みなべ町徳蔵15-4	日高郡みなべ町徳蔵15-6	令和3.2.1

和歌山県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	医療機関の名称	とみやま調剤薬局	さくら薬局	令和3.3.1
		医療機関の所在地	有田市箕島897-7	有田市宮原町須谷535-1	

和歌山県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵15-6	医療機関の所在地	日高郡みなべ町徳蔵15-4	日高郡みなべ町徳蔵15-6	令和3.2.1

和歌山県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	医療機関の名称	とみやま調剤薬局	さくら薬局	令和3.3.1
		医療機関の所在地	有田市箕島897-7	有田市宮原町須谷535-1	

和歌山県告示第430号

小坂土地改良区は、令和3年4月13日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県告示第431号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字木瀬戸1528の1（次の図に示す部分に限る。）、1530の5、1532の3、1537の1・1539・1540の3・1541の1・1541の2（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第432号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木532の5、535の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上野字小屋谷452の1（次の図に示す部分に限る。）、463、464の1（次の図に示す部分に限る。）、494の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市上野字小屋谷452の1・463・464の1・494の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年11月24日から令和3年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、岩出市及び紀の川市

和歌山県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
藤戸台001（3-201-2-901）、藤戸台002（3-201-2-902）、藤戸台003（3-201-2-903）、西庄（I-3409）、西庄（2）（I-3410）、藤戸台（101）（I-30053）、藤戸台（102）（I-30054）、藤戸台（103）（I-30055）、藤戸台（104）（I-30056）、藤戸台（105）（II-30094）、藤戸台（106）（III-30002）、藤戸台（107）（III-30003）、藤戸台（108）（III-30004）、藤戸台（109）（III-30005）、藤戸台（110）（III-30006）、藤戸台（111）（III-30007）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第436号

令和3年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
令和3年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 5 落札金額
42,450,408円（うち消費税及び地方消費税の額3,859,128円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月16日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月13日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

第1項の表心理職員の職の項を次のように改める。

心理職員の職	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科を修めて卒業若しくは修了した者又はこれと同等の資格があると和歌山県人事委員会が認める者
--------	---

和歌山県人事委員会告示第10号

令和3年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

令和3年4月13日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

令和3年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	72人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		6人程度	警察本部等における事務
	情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。

技術系 職 種	情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
	総合土木職	13人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
	建築職	5人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
	化学職	1人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
	農学職	8人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
	林学職	5人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
	水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
	法医鑑識職	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

イ 平成12年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和4年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年6月20日（日）	和歌山市 田辺市	令和3年7月1日（木）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	【一般行政職通常枠】 （個別面接①、論文試験） 令和3年7月14日（水）から同月20日（火）までの間で指定する1日 （個別面接②） 令和3年8月4日（水）から同月13日（金）までの間で指定する1日	和歌山市	令和3年8月27日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 （個別面接、論文試験） 令和3年7月12日（月）又は同月13日（火）のいずれか指定する1日		令和3年8月17日（火）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【警察事務職、技術系職種】		

	(個別面接、論文試験) 令和3年7月14日(水) から同月26日(月)ま での間で指定する1日	
--	--	--

(注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職通常枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち40題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学及び自然科学)30題中15題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈)25題を必須解答とする。	2時間
	専門試験(択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	2時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	120点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験(択一式)	180点	前記(1)の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験(原稿用紙3枚1,200字以内、特筆すべき能力・実績を証明する書類と併せて申込時に提出)	
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 警察事務職、技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (警察事務職) 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。(択一式) (総合土木職) 45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。(択一式) (情報職A・B) 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) (その他の試験区分) 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(4) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
情報職B		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

化学職		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
法医鑑識職		生物・化学、一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、植物栄養学、食品科学、応用微生物学、衛生

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度和歌山県職員採用Ⅰ種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」に掲載している自己紹介書様式をダウンロードし、第1次試験日までに自己紹介書を作成した上で試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類及び第1次試験アピール論文を別途、令和3年5月21日（金）まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅰ種試験証明書類・アピール論文在中」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

(2) 受付期間

令和3年4月20日（火）午前10時から同年5月21日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票、写真票及び自己紹介書を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和4年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和3年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般行政職及び警察事務職（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和3年4月13日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

1 退職した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
坂本卓巳	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署 生活安全刑事課	串本警察署管内

2 委嘱した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
松下健生	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署 生活安全刑事課	串本警察署管内